

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

地理的条件や道路、港湾等の整備状況

京都府中丹地域は、京都府の北部に位置し、福知山市、舞鶴市、綾部市の3市からなり、福井県の嶺南地域や兵庫県の但馬・丹波地域に隣接し、北は日本海に面して地域内を一級河川由良川が貫流している。京阪神地域から鉄道、高速道路等を利用し、約1時間から1時間30分の位置にあり、国立公園に新規指定(平成19年8月)された大江山等の豊かな自然環境に恵まれるとともに、福知山城、舞鶴市の赤煉瓦倉庫群、綾部市のグンゼ博物館等歴史・文化施設等にも恵まれた地域である。

平成20年8月1日現在の推計人口は207,280人で、前年同時期と比較し0.8%減少するなど減少傾向にあるが、就業人口に占める第二次産業の比率が28.5%(平成17年国勢調査数値)であり、京都府全体(25.0%)と比較し高い上に、昼夜間人口比率が102.9%(平成17年国勢調査数値)と流入超過でもあり、企業人材の確保を図る上で有利な条件が整っている。

<道路交通網>

地域内には、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道9号・27号・173号・175号等の道路とJR山陰本線・福知山線・舞鶴線、北近畿タンゴ鉄道宮福線・宮津線の鉄道が交差し、これらの道路・鉄道網により地域内の各市が結ばれるとともに、京阪神地域等と接続している。

京都縦貫自動車道については、平成20年9月に、綾部安国寺インターチェンジから京丹波わちインターチェンジまで開通したところであり、平成24年度には、京都第二外環状道路の完成により名神高速道路と接続し、平成26年度には、京丹波わちインターチェンジと丹波インターチェンジ間が開通することで全線開通となる計画である。また、舞鶴若狭自動車道については、平成23年度には、小浜インターチェンジまで延伸し、平成26年度には、敦賀ジャンクションまで延伸して北陸自動車道に接続する計画である。これらの高速道路整備により、京阪神地域をはじめとした各地域との接続環境が向上することとなる。

<港湾>

日本海・若狭湾に面する舞鶴港は、風波の影響を受けにくい天然の良港であり、国の重要港湾に指定され、関西経済圏の日本海側の玄関港として施設・機能の整備が進んでいる。国際物流を担う舞鶴港・西港は、コンテナをはじめとする多様な物流ニーズに応えるとともに、更なる港湾物流拠点としての機能を拡充するため、5万トン級船舶が接岸可能な多目的国際ターミナルである和田ふ頭(仮称)や臨港交通施設の整備を、平成22年供用開始を目指し進めているところである。舞鶴港・東港は、北海道小樽港とを結ぶフェリーが就航し、関西圏以西と北海道の物流に重要な役割を担っている。これらの港湾機能を活用した貿易振興や対岸諸国との経済交流等を進めるため、京都府知事を会長とする舞鶴港振興会を設立し、新規航路開設、コンテナ貨物等の集荷要請等のポートセールス活動を行っている。舞鶴港の存在により、北東アジアへつながる日本海側の国際物流拠点として発展の可能性がある地域である。

既存産業の集積状況

福知山市地域では、昭和49年に完成した我が国有数の内陸工業団地である長田野工業団地に、医薬品関連業種を主とする化学工業、金属製品製造業、電子部品・デバイス製造業等多様な業種42社が立地しており、製造品出荷額が6年連続で増加しているほか従業員数も増加傾向にある。また、平成15年3月に完成した京都北部中核工業団地（長田野工業団地アネックス京都三和）には、食料品製造業、輸送用機械器具製造業等の4社が立地している。

舞鶴市地域では、「旧海軍工廠」を前身とする造船業及びガラス製造業の基幹企業の立地と、造船業に関連する機械金属加工業等の企業集積が見られるほか、平工業団地、喜多工業団地等に、生産用機械器具製造業、食料品製造業等の企業立地が進んでおり、これらの業種が製造業における基幹産業となっている。

綾部市地域では、古くから盛んであった養蚕業に関連した繊維工業や製糸機械の部品等の製造を行う機械器具製造業等の地場産業が発展・集積してきたが、昭和61年の電子機器製造企業の立地以降、平成3年から立地が始まった綾部工業団地や綾部市工業団地等に、食料品製造業、機械器具製造業、道路貨物運送業等32社が立地し、ものづくり産業を中心とした集積が進んでいる。

なお、工業統計調査の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の数値において、当地域内での構成比が上位にある業種は、食料品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業であり、これらの業種が当地域の主要業種と言える。（次表参照）

（平成18年工業統計調査数値）

産業分類「中分類」	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
		構成比		構成比	(万円)	構成比
合計	433	100%	16,829	100%	57,917,153	100%
09 食料品	72	16.6%	1,715	10.2%	2,333,244	4.0%
17 化学	10	2.3%	1,147	6.8%	5,476,487	9.5%
22 窯業・土石	27	6.2%	1,365	8.1%	9,851,383	17.0%
25 金属製品	53	12.2%	1,276	7.6%	2,984,553	5.2%
26 一般機械	47	10.9%	1,645	9.8%	5,491,352	9.5%
27 電気機械	20	4.6%	1,269	7.5%	5,972,901	10.3%
29 電子部品・デバイス	12	2.8%	1,447	8.6%	3,780,410	6.5%

教育機関や研究機関等の存在

当地域には、ものづくりに関する教育・研究機関として、国立舞鶴工業高等専門学校、京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）、京都府立福知山高等技術専門校がある。また、北近畿唯一の4年制大学である京都創成大学や京都短期大学、京都府立工業高等学校をはじめとする多数の公・私立高等学校があり、地域外からも多数の生徒が通学している。

企業の技術支援機関や研究機関等としては、綾部市に、京都府北部地域における地場ものづくり企業等への技術支援や産学公連携による研究開発等の支援を行うため、平成19年6月に京都府と綾部市により開設した北部産業技術支援センター・綾部が存在する。

(目指す産業集積の概要について)

当地域の平成17年度地域内総生産における製造業の構成比は29.9%(2,981億円)であり、京都府全体の同構成比22.7%に比べ高いことなど、製造業は本地域の産業の特徴となっている。

各市及び府が連携し、企業立地や事業の高度化に向けた積極的な取組を進めて来たことにより、長田野工業団地、綾部工業団地等にもものづくり企業の立地が進んできた。当地域には、京都北部中核工業団地(長田野工業団地アネックス京都三和)、喜多工業団地、綾部市工業団地、舞鶴港港湾用地等に企業立地適地が存在することに加え、道路交通網等の整備進行とも相まって企業立地条件が優れた地域であり、当地域の産業を更に発展させ雇用を創出し地域の活性化を図るため、企業立地等を一層推進する必要がある。

そのために、舞鶴港や高速道路網等の産業基盤を活かすとともに、地域に根ざし地域を支えている既存産業の集積状況も踏まえ、次の分野についての産業集積の形成を目指すものである。

1) 地域技術活用ものづくり産業

古くから地域に根ざし地域を支えてきた造船業等に関連する機械・金属関連製造業、地域で発展した繊維工業や関連する産業について、その集積に伴い蓄積されてきた技術に加え様々な地域資源を活用し、新分野の開拓などによる事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指す。

また、長田野工業団地等に集積が進んでいる医薬品関連業種をはじめとした化学工業、自動車関連業種をはじめとした機械・金属関連製造業、今後の成長が見込まれる分野である電子部品関連製造業について、事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指す。

更に、綾部工業団地等に集積が進んでいる食料品製造業について、諸外国との取引も視野に入れ、原材料等の輸送に舞鶴港が活用できる地域の強みを活かし、関連する企業の立地を目指す。

2) 物流関連産業

国際物流拠点としての機能を拡充するため、5万トン級船舶が接岸可能な多目的国際ターミナルである和田ふ頭(仮称)や臨港交通施設の整備を進めている舞鶴港が有する機能を十分発揮するとともに、高速道路等交通基盤の整備が進み京阪神地域をはじめ周辺地域への接続環境が向上する地理的条件を活かし、物流・配送センター等の集積を進めることにより、京都府北部地域に一大物流・配送拠点の形成を推進するため、物流関連産業の立地を目指す。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	2,741億円	2,931億円	6.9%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
産業用共用施設の整備等 ・企業立地のための基盤整備 ・企業立地適地の情報提供 ・ものづくり産業、物流関連産業等の集積促進 (各市・府・中小企業基盤整備機構等)					
	→				
	→				
	→				
	→				
	→				
	→				
人材の育成・確保 ・人材の育成 ・インターンシップ推進 ・U・Iターン就職の促進 ・若年者等の人材確保 (各市・府・商工会議所・商工会・教育機関・研究機関等)					
	→				
	→				
	→				
	→				
	→				
	→				
技術支援等 ・中小企業への技術相談・支援、研究開発等の支援、産学公連携の推進 ・工業団地等立地企業と地元企業の連携促進 (各市・府・商工会議所・商工会等)					
	→				
	→				
道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携 ・舞鶴港和田ふ頭(仮称)等の整備 ・道路交通網の整備 (府等)					
	→				
	→				

2 集積区域として設定する区域

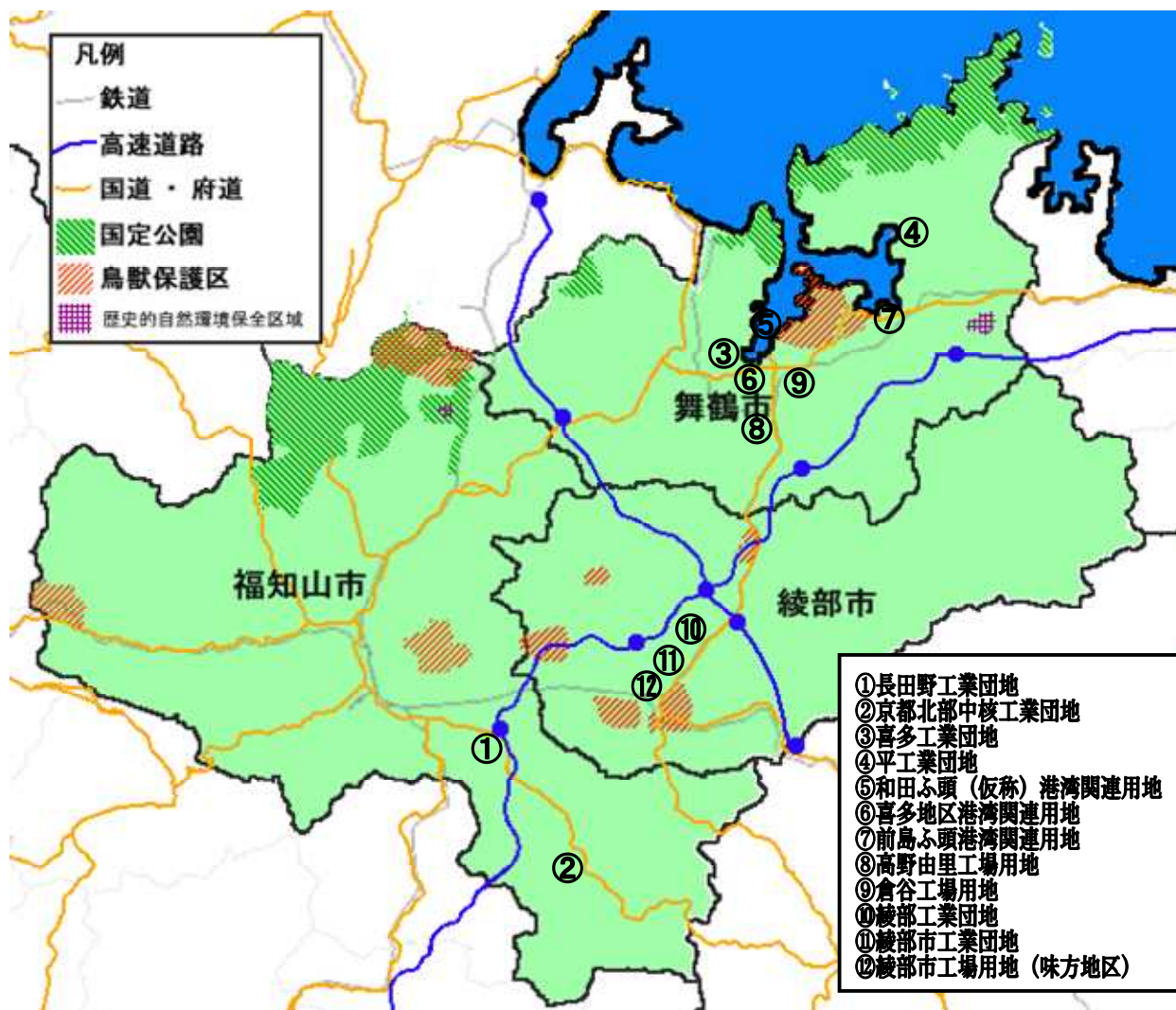
(区域)

福知山市、舞鶴市及び綾部市の区域のうち、地理的条件等により企業立地に適さない次のものを除く地域を集積区域として指定する。

- ・自然公園法に基づく自然公園地域(若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園)
- ・京都府環境を守り育てる条例に基づく京都府歴史的な自然環境保全地域(岩戸山保全区域、金剛院保全区域)

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区
- ・環境省指定の特定植物群落

なお、設定する区域は、平成21年2月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。



（集積区域の可住地面積）

集積区域の可住地面積は28,401haである。

（各市町村が集積区域に指定されている理由）

当地域を構成する福知山市、舞鶴市及び綾部市は、舞鶴若狭自動車道、国道9号・27号・175号等の道路やJR山陰本線・舞鶴線の鉄道で結ばれ、経済・社会活動等において結びつきが強い地域である。平成17年国勢調査における自宅外就業・通学先の状況（次表）を見ても、社会・経済活動の結びつきが窺える。

15歳以上自宅外就業・通学者の就業・通学先(平成17年国勢調査)

(単位:人)

市	自宅外就業・ 通学者 A	就業・通学先									
		福知山市 B	B/A	舞鶴市 C	C/A	綾部市 D	D/A	地域内計 E	E/A	地域外 F	F/A
福知山市	38,519	32,666	84.8%	723	1.9%	2,792	7.2%	36,182	93.9%	2,337	6.1%
舞鶴市	41,878	1,279	3.1%	36,941	88.2%	1,583	3.8%	39,804	95.0%	2,074	5.0%
綾部市	16,759	3,036	18.1%	884	5.3%	12,074	72.0%	15,994	95.4%	765	4.6%
計	97,156	36,981		38,548		16,449		91,980	94.7%	5,176	5.3%

各市には、それぞれ特徴のある産業集積が見られるが、京都北部中核工業団地（長田野工業団地アネックス京都三和）、喜多工業団地、綾部市工業団地、舞鶴港港湾用地等に整備された企業立地適地が多数存在しており、舞鶴港の後背地としても企業立地が期待される地域である。また、当地域においては、地域の雇用創出と産業活性化のため、企業立地や事業高度化による一層の産業集積の形成に向け、各市及び府が連携して積極的な取組を進めているところであり、集積区域として指定するものである。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

既存の工業団地及び工業団地以外で、新規立地、既存工場等の規模拡大が見込まれる次の区域とする。

- ・長田野工業団地
- ・京都北部中核工業団地（長田野工業団地アネックス京都三和）
- ・舞鶴市内工場用地（喜多工業団地、平工業団地、和田ふ頭（仮称）港湾関連用地、喜多地区港湾関連用地、前島ふ頭港湾関連用地、高野由里工場用地、倉谷工場用地）
- ・綾部工業団地
- ・綾部市工業団地
- ・綾部市工場用地（味方地区）

具体的な所在地等は別紙のとおりである。

設定する区域は、平成21年2月1日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

該当なし。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

1) 地域技術活用ものづくり産業

機械・金属関連製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
19 ゴム製品製造業	更正タイヤ、工業用ゴム製品、産業用ベルト
22 鉄鋼業	みがき棒鋼、スパイラル溶接鋼管、冷間引抜鋼、鋼材
23 非鉄金属製造業	ビニール電線、ケーブル、光ファイバー部品、大型家電用カラー鋼板
24 金属製品製造業	ダグタイル鋳鉄、マグネットポンプ、薄板パネ
25 はん用機械器具製造業	昇降機、遊戯機械、舞台機械、食料品加工機械、環境機械
26 生産用機械器具製造業	プレス金型、生活関連等産業用機械
27 業務用機械器具製造業	油圧シリンダー、環境試験機器、半導体関連機器、バックライト、カメラ、ストロボ
29 電気機械器具製造業	自動車用鉛蓄電池、タンタルコンデンサ、蓄電池用部品
31 輸送用機械器具製造業	自動車部品、船舶、船舶修理、鉄道車両用部品

繊維関連産業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
11 繊維工業	レース、下着類

化学工業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
16 化学工業（塩製造業は除く）	合成樹脂積層品、酵素剤、医薬品、食品添加物、工業用薬品

電子部品関連製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
18 プラスチック製品製造業	エンジニアリングプラスチック、OA機器
21 窯業・土石製品製造業	人造黒鉛電極、液晶用薄板ガラス
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	半導体、電子回路、集積回路
30 情報通信機械器具製造業	通信用機器、映像・音響機器

食料品関連製造業

日本標準産業分類上の業種名	製品の例
09 食料品製造業	惣菜、味噌、佃煮、農林水産物等加工品
10 飲料・たばこ・飼料製造業（酒類製造業及びたばこ製造業は除く）	清涼飲料、有機質肥料

2) 物流関連産業

日本標準産業分類上の業種名	事業の例
44 道路貨物運送業	自動車による貨物運送業
45 水運業	船舶による旅客・貨物運送業
47 倉庫業	倉庫業、冷蔵倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業	港湾運送業、こん包業
50 各種商品卸売業（管理、補助的経済活動を行う事業所に限る）	物流・配送センター、自家用倉庫
51 繊維・衣服等卸売業（管理、補助的経済活動を行う事業所に限る）	物流・配送センター、自家用倉庫
52 飲食料品卸売業（管理、補助的経済活動を行う事業所に限る）	物流・配送センター、自家用倉庫
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（管理、補助的経済活動を行う事業所に限る）	物流・配送センター、自家用倉庫
54 機械器具卸売業（管理、補助的経済活動を行う事業所に限る）	物流・配送センター、自家用倉庫
55 その他の卸売業（管理、補助的経済活動を行う事業所に限る）	物流・配送センター、自家用倉庫

（２）（１）の業種を指定した理由

1) 地域技術活用ものづくり産業

機械・金属関連製造業

当地域には、古くから地域に根ざし地域を支えてきた造船業に関連する機械金属加工業、繊維企業の製糸機械部品等の製造を行うことにより発展してきた機械器具製造業、長田野工業団地等に立地する自動車関連業種をはじめとした機械・金属に関連する製造業の集積がある。

主たる業種である金属製品製造業及び一般機械製造業の当地域全体に占める割合は、事業所数が23.1%と高い比率を占めており、従業員数（17.4%）や製造品出荷額（14.6%）においても相当の比率を

占めていることから地域の主要産業の地位にある。

平成19年6月に、京都府と綾部市により、府北部地域の地場ものづくり企業等への技術支援を行う機関として北部産業技術支援センター・綾部を開設したところであり、この産業を支えているものづくりに関する高い技術の蓄積と様々な地域資源を活用することにより、新分野の開拓など事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

繊維関連産業

当地域には、古くから盛んであった養蚕業に関連した繊維工業が発展してきた歴史があり、長年培われた繊細で高度な技術が蓄積している。

産学公連携による研究開発や新事業展開を支援する機関である北部産業技術支援センター・綾部も存在することから、この分野に係る蓄積された技術を活かし、繊維に関連する新分野の開拓など、事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

化学工業

長田野工業団地や綾部工業団地には、医薬品関連業種をはじめとした化学工業の集積があり、化学工業の付加価値額の本地域全体に占める割合は11.3%と相当の比率を占めており地域の主要産業と言える地位にある。また、長田野工業団地に立地する化学関連企業の製造品出荷額の伸び率は、対前年度比で平成19年度が125.5%、平成18年度が129.1%と近年高い伸びを示しており、今後の成長も期待できる産業である。

このように、地域への集積と今後の成長が期待できる業種であることから、事業の高度化を促進するとともに、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

電子部品関連製造業

綾部市地域に、近年、電子部品関連製造業に係る大規模工場の立地があったことにより、当地域の電子部品・デバイス製造業は、従業員数において、平成18年が137.8%、平成17年が248.8%と、製造品出荷額において、平成18年が112.3%、平成17年が566.6%と対前年比で高い伸びを示している。

IT関連の製造業を中心として今後も発展が見込まれる分野であり、既存立地企業に関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

食料品関連製造業

綾部工業団地や長田野工業団地に加え舞鶴市地域に、食料品製造業や飲料製造業の大規模工場の立地がある。食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の本地域全体に占める割合は、事業所数が18.9%と相当の比率を占めており地域の主要産業と言える地位にある。

原材料や製品の輸送に舞鶴港が活用できること、京阪神地域の巨大消費市場を背後にして物流に係る交通アクセスが容易であることなどの地域の強みを活かし、諸外国との取引も視野に、関連する企業の立地を目指すため指定集積業種とするものである。

2) 物流関連産業

国際物流拠点としての機能を拡充するため、多目的国際ターミナルである和田ふ頭（仮称）や臨港交通施設の整備を進めている舞鶴港の機能を十分発揮するとともに、高速道路等交通基盤の整備が進み京阪神地域をはじめ周辺地域への接続環境が向上する地理的条件を活かし、物流・配送センター等の集積を進めることにより、京都府北部地域に一大物流・配送拠点の形成を推進するため指定集積業種とするものである。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	16件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	590億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	830人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

企業立地のための基盤整備（各市、府）

企業立地の促進のため各市及び府は、必要により企業立地に関連する基盤整備に努めるものとする。また、地元中小企業の事業拡大や新規産業の開発を支援するため、企業の要望に応じた既存工業団地等の活用等による新たな産業集積地の確保や既存工場用地の基盤整備等による機能強化を図る。

企業立地適地の情報提供（各市、府、中小企業基盤整備機構等）

各市、府、中小企業基盤整備機構等が連携し、当地域の企業立地適地情報を一元化してパンフレット等の媒体の活用による幅広い情報提供を行う。また、各機関が企業訪問等を行い、企業への情報提供と企業情報の把握に努めるとともに、工場等の新設・増設を計画する企業のニーズに的確・迅速に対応できる体制を整備する。

ものづくり産業、物流関連産業等の集積促進（各市、府）

各市では、ものづくり産業等の立地促進のため、福知山市において、「福知山市企業誘致促進条例」、「京都北部中核工業団地工場誘致に関する条例」等に基づく奨励金等、舞鶴市において、「舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例」等に基づく補助金等、綾部市において、「綾部市工場設置奨励条例」等に基づく奨励金等の優遇措置をそれぞれ制度化し、積極的な企業誘致の取組を展開しており、今後も推進していく。

府は、ものづくり産業の集積を促進するため、「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための

企業の立地促進及び育成に関する条例」に基づき、当地域を「ものづくり産業集積促進地域」に指定している。この「ものづくり産業集積促進地域」の指定に伴い、ものづくり産業の企業立地に対する補助金等の優遇制度を設けている。また、舞鶴港の機能を活かし、京都府北部地域に一大物流・配送拠点の形成を目指すため、同条例に基づき、当地域を対象地域とする「京都府北部物流関連産業に係る特定産業集積促進計画」の策定とともに、物流関連産業の企業立地に対する補助金等の企業立地優遇制度を創設する。

（人材の育成・確保に関する事項）

人材の育成（各市、府、教育機関、研究機関等）

国立舞鶴工業高等専門学校、京都職業能力開発短期大学校、京都府立福知山高等技術専門学校、京都府立工業高等学校等の教育・研究機関と各市、府、経済団体等の連携を強め、本地域のものづくり企業を支える技術者の育成を推進する。また、府による京都・丹後ものづくり等人材育成事業や北部産業技術支援センター・綾部におけるセミナー開催等により、舞鶴工業集積協議会、綾部工業研修所等と連携し、企業ニーズに即したものづくり技術者の育成と高度化に取り組む。

インターンシップ推進（教育機関等）

ものづくり技術者を目指す学生の専門知識習得、当地域の企業への就職促進等を目指すとともに、企業における優秀な人材確保に資するため、国立舞鶴工業高等専門学校、京都府立工業高等学校等と連携したインターンシップを推進する。

U・Iターン就職の促進（各市、府、商工会議所、商工会、教育機関等）

若年者やU・Iターン就職希望者等を対象にした、就職面接会（就職フェア）開催や企業情報提供（企業ガイド発行）、京都府若年者就業支援センター北部センター（京都ジョブパーク北部サテライト）におけるUターン就職支援、綾部商工会議所による有料職業紹介事業（あやパワーキングパートナー）の取組等を有機的に連携させ人材の確保に取り組む。

若年者等の人材確保（各市、府、商工会議所等）

京都府若年者就業支援センター北部センター（京都ジョブパーク北部サテライト）における各市と連携した若年者、女性、シニア等の就業支援、舞鶴市就業支援センターにおける職業相談・紹介、福知山商工会議所に設置の地域ジョブカードサポートセンターにおけるキャリアコンサルティングの取組等により、人材の確保に取り組む。

（技術支援等に関する事項）

中小企業の技術相談・支援、研究開発等の支援、産学公連携の推進（府等）

北部産業技術支援センター・綾部や北部産業活性化拠点・京丹後（丹後・知恵のものづくりパーク）を核として、地場ものづくり企業等への技術支援や産学公連携による研究開発等の支援を行い、企業の技術力向上や新製品開発等を促進する。

工業団地等立地企業と地元企業の連携促進（各市、府、商工会議所、商工会等）

福知山商工会議所及び社団法人長田野工業センターが中心となり福知山企業交流会を設置し、長田野工業団地立地企業と地元企業の連携拡大に向けた取組が進められている。また、当地域全体の業種を超えた企業間や産学公の連携を促進するため、当地域の産学公の幅広い関係機関により構成する交流組織の設置に向け、府が中心となり取り組むこととしている。

これらの取組により、地元企業の技術力向上とともに、工業団地等立地企業と地元企業の連携による企業間の取引拡大、新分野への展開等を促進する。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

舞鶴港和田ふ頭（仮称）等の整備（府等）

5万トン級船舶が接岸可能な多目的国際ターミナルである舞鶴港和田ふ頭（仮称）や臨港道路和田下福井線が平成22年供用開始を目指し整備が進められているほか、国道27号西舞鶴道路、臨港道路上安久線等の舞鶴港の機能を充実させる施設整備が進められている。これにより、北東アジアへつながる日本海側の国際物流拠点としての発展の可能性が一層増大することとなる。

舞鶴港に関する産業基盤整備との連携を図り、舞鶴港港湾用地等への企業立地を促進する。

道路交通網の整備（府等）

当地域と京都府南部地域を結ぶ京都縦貫自動車道については、平成20年9月に綾部安国寺インターチェンジから京丹波わちインターチェンジまで開通したところであり、平成24年度には、京都第二外環状道路の完成により名神高速道路と接続し、平成26年度には、京丹波わちインターチェンジと丹波インターチェンジ間が開通することで全線開通となる計画で整備が進められている。また、舞鶴若狭自動車道については、平成23年度には、小浜インターチェンジまで延伸し、平成26年度には、敦賀ジャンクションまで延伸して北陸自動車道に接続する計画で整備が進められている。更に、国道9号・27号等幹線道路の整備促進により、京阪神地域をはじめとした各地域との接続環境が向上することとなる。

これらの道路交通網の整備による交通利便性の向上を十分に活用し、物流・配送センターをはじめとする企業立地を促進する。

8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

企業立地や事業高度化を進めるためには、人材の育成・確保、地元企業の技術・経営の支援、産学公連携による研究開発支援等の取組を総合的に推進していく必要があることから、商工会議所、商工会等の経済団体と各市・府において一層緊密な連携を構築し、これらの取組を推進する。

また、経済団体、教育機関、研究機関、産業支援機関等と各市・府の広域的な連携を一層強化し、関係機関による情報共有や相互協力を推進し、より効果的・効率的な事業執行に努める。

9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

各市においては、それぞれ企業誘致担当職員を配置し、企業立地に必要な情報提供や相談、立地決定から操業開始に至るまでの法手続等について、迅速・円滑な対応を図るため、企業に対しワンストップサービス体制での対応による企業誘致活動に取り組んでいる。今後も、府等関係機関との連携を強化し、個々の企業立地案件の手続の迅速・円滑な処理に向けた体制の充実に努めることとする。

府においては、企業立地手続の簡素化、迅速化を図るため窓口一元化の取組（シングルウィンドウプロジェクト）を、一部の工業団地において実施しているが、平成19年度に作成した、企業立地に際して必要となる関係法令に基づく諸手続を解説した「中丹地域企業立地手続ガイド」を活用し、この取組を当地域全体に広げることとする。

<シングルウィンドウプロジェクト>

- ・ 企業誘致初期段階で担当職員を決定し、誘致活動から立地決定、操業まで、担当職員が迅速に対応する体制を確保する。
- ・ 府、地元市及び関係機関が連携し、企業に対して工場等立地に係る諸手続を事前に説明し、内容の周知を図るとともに手続きを正確に行うよう担当者がサポートする。
- ・ 立地が決定した段階で、関係機関を招集した合同説明会を開催し、立地企業と関係機関との情報交換を行い、操業までの期間短縮を目指す。

10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

環境保全

府においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」を制定するとともに「京都府環境基本計画」を策定し、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を、市町村、府民、事業者等の参加・協働のもと進めている。

また、各市においては、総合計画において環境の保全や創造を基本施策に掲げ、公害防止はもとより資源循環型の社会形成を目指した取組を進めており、工業団地等に立地する企業と「環境保全協定」等を締結し、公害防止や地域住民の生活環境を保全する取組を行っている。

当地域は、自然環境に恵まれた地域であり、これを維持し更に豊にする基本姿勢のもと、事業者に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害防止関係法令とともに府条例等に基づく環境保全措置の遵守を徹底し、事業者と行政が一体となって地域の環境保全に努めるものとする。また、事業者においては、住民の理解と合意を得ながら、環境への負荷の少ない事業活動に向けた取組を推進していくため、必要により、関係法令等に基づく住民に対する説明会の開催や工場見学の受入れ等の取組を実施することとする。

安全な住民生活の保全

府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。

これらの条例の趣旨を踏まえ、企業立地等による産業集積形成によって、犯罪や事故の増加や地域の安心・安全を阻害する事態にならないよう、事業者においては次の取組に努めるものとする。

・防犯設備の整備

工業団地等付近で地域住民が犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯カメラ、照明等の設置を行う。

・防犯に配慮した施設の整備、管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」(京都府策定)等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなど防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や犯罪被害の防止について指導する。また、従業員に来日外国人の雇用がある場合は、当該外国人に対し日本の法制度について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対し必要な物品、場所等を提供するなどの協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、余裕をもって地域住民の意見を十分に聴取する。

・交通安全対策

地域の交通の安全と円滑化のため、施設の建設、道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境整備に努める。また、路上駐車を防止するため敷地内に十分な駐車場所を確保する。

・防犯に配慮した住宅の整備

従業員用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」(京都府策定)に基づき、防犯に配慮するものとする。

・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら自主的な活動を進める。

・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

1.1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

1.2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

本計画は、各市、府、商工会議所等の経済団体、事業者、学識者等により構成する「中丹力再生地域産業活性化協議会」において協議の上、策定した。同協議会は、この計画の進捗を確認するとともに、地域産業活性化に向けた取組を、当地域の関係機関が一体となって検討していくための母体となるものである。

また、福知山企業交流会、舞鶴工業集積協議会、綾部鉄工工業協同組合等の企業間・異業種交流や人材育成等を行う団体と各市・府の連携を一層強化し、地元企業による自主的な取組をサポートしていく。

1.3 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成25年度末日までとする。

別紙

集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

名 称	所 在 地
長田野工業団地	福知山市長田野町1丁目5から58-1、2丁目11から69-2、3丁目5-3から36
京都北部中核工業団地(長田野工業団地アネックス京都三和)	福知山市三和町みわ小字エコートピア1、2-1から2-3、3-1、3-2、4-1、11-1から11-8、12から14、15-2から15-6、16-2から16-6
舞鶴市内工場用地	
喜多工業団地	舞鶴市字喜多小字新宮1048-24から1048-26
平工業団地	舞鶴市大字平小字丁田1756
和田ふ頭(仮称)港湾関連用地	舞鶴市字下安久地先(住所表示は今後決定)
喜多地区港湾関連用地	舞鶴市字喜多1105-1、1105-8、字喜多小字焼山1-13
前島ふ頭港湾関連用地	舞鶴市字浜小字浜2025-1
高野由里工場用地	舞鶴市字高野由里82、96 舞鶴市字女布2-1、765-5 舞鶴市字公文名223-1 舞鶴市字京田15-4、15-5
倉谷工場用地	舞鶴市字倉谷1350-10
綾部工業団地	綾部市城山町1から3-2、5、6、7-1から7-4、8から10 綾部市とよさか町1、2-1、2-3、3、5から8、10、11-1、12から15
綾部市工業団地	綾部市桜が丘3丁目1-1、1-2、2-1から2-6、2-14、4、5-1から5-3、6-1から6-3、7-1、7-2
綾部市工場用地(味方地区)	綾部市味方町1、1-2、1-9、2、17-1、21-4、21-29

各区域の位置は、「2 集積区域として設定する区域」の図を参照のこと。